

中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証 4号) の規定による認定申請について

■藤沢市で認定を受けるには、次の要件を全て満たしていることが条件です。

- ① 藤沢市内に主たる事業所(法人:本店登記場所 個人事業主:開業届の主たる事業所)があること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた後、原則として次の①②のいずれにも該当すること。
①申請の前月の売上高が、前年同期と比べて20%以上減少していること。
②①に加え、その後2か月(①の翌月、翌々月の売上見込)を含む3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

①の所在地が藤沢市外の場合は、所在地の市町村で申請してください。

■申請に必要なもの(裏面をご覧ください)

■受付時間(月～金 / 土・日・祝日・休日を除く)

午前… 9:00～11:30 午後…13:00～16:30

※平日のみの受付となりますので、ご了承ください。

■認定書の交付日(受付時に交付日のお知らせカードをお渡しします)

申請の翌々営業日の10時以降に交付(申請時に押した印鑑もお持ちください)

交付日ご参考(祝日・休日を挟む場合はその日数分先の日付になります)
書類に不備がある場合は、交付が予定より遅くなる場合があります。

申請日	交付日
月曜日	水曜日10時以降
火曜日	木曜日10時以降
水曜日	金曜日10時以降
木曜日	翌週月曜日10時以降
金曜日	翌週火曜日10時以降

認定書の郵送での受取をご希望の場合は、宛先を記入し、
切手を貼った封筒を申請時にお渡しください。
発送記録が必要な場合はレターパックライトがおすすめです。

■認定窓口・お問い合わせ先

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

所在地: 〒251-0052 藤沢市藤沢607-1(藤沢商工会館2階)

☆TEL: 0466-21-3811(直通)

☆FAX: 0466-24-4500

☆H P: <https://ssc.cityfujisawa.ne.jp/yushi/>



4号認定申請書と要件確認資料



■申請に必要なもの(①～④すべてをお持ちください。代理申請の場合は②～⑤です)

※必要書類が揃っていないと、受付できませんのでご注意ください。

※融資を受けるには、この認定申請とは別に融資申込が必要です。また金融機関及び信用保証協会による審査があります。

□	<p>①印鑑</p> <p>法人:会社の実印(代表者印) / 個人事業主:認印</p> <p>※忘れると申請できない場合があります。</p> <p>※代理申請の場合は申請と同じ印鑑で捨印を押印してください。</p>													
□	<p>②認定申請書 (1部必要)</p> <p>湘南産業振興財団のHPよりダウンロードできます。(表面に二次元コードあり)</p> <p>窓口での記入可能 ※法人は会社の実印(代表者印)/個人事業主は認印が必要です。</p> <p>※代理申請の場合は認定書余白に必ず「捨印」を押印してください。</p> <p>※事業開始日の記入が必要になります。個人の方は事業開始届などでご確認ください</p>													
□	<p>③法人または個人事業主の事業所の実在確認書類</p> <table border="1" data-bbox="172 819 1481 1361"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人(AかBのどちらか)※直近のもの</th> <th>個人事業者(①～③の該当するもの)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>履歴事項証明書 ※3か月以内のもの(コピー可)</td> <td>①直近の確定申告書[申告書]B+メール詳細(電子申告の場合)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B (①～③の該当するもの)</td> <td>①法人税申告書[別表1]+メール詳細(法人税)(電子申告の場合)</td> <td>②直近の確定申告書[申告書]Bに受付番号が記載されているもの(電子申告の場合)</td> </tr> <tr> <td>②法人税申告書[別表1]に受付番号が記載されているもの(電子申告の場合)</td> <td>③直近の確定申告書[申告書]Bに税務署の受付印が押されているもの</td> </tr> <tr> <td>③法人税申告書[別表1]に税務署の受付印が押されているもの</td> <td>※決算時期の関係で直近の確定申告書が用意できない場合はご相談ください</td> </tr> </tbody> </table> <p>ご不明の場合は、決算書類(法人)または確定申告書類(個人事業主)、営業許可書等すべてをお持ちください。事業が変遷している場合は開業届など関連する資料もすべてご持参ください。</p>	法人(AかBのどちらか)※直近のもの		個人事業者(①～③の該当するもの)	A	履歴事項証明書 ※3か月以内のもの(コピー可)	①直近の確定申告書[申告書]B+メール詳細(電子申告の場合)	B (①～③の該当するもの)	①法人税申告書[別表1]+メール詳細(法人税)(電子申告の場合)	②直近の確定申告書[申告書]Bに受付番号が記載されているもの(電子申告の場合)	②法人税申告書[別表1]に受付番号が記載されているもの(電子申告の場合)	③直近の確定申告書[申告書]Bに税務署の受付印が押されているもの	③法人税申告書[別表1]に税務署の受付印が押されているもの	※決算時期の関係で直近の確定申告書が用意できない場合はご相談ください
法人(AかBのどちらか)※直近のもの		個人事業者(①～③の該当するもの)												
A	履歴事項証明書 ※3か月以内のもの(コピー可)	①直近の確定申告書[申告書]B+メール詳細(電子申告の場合)												
B (①～③の該当するもの)	①法人税申告書[別表1]+メール詳細(法人税)(電子申告の場合)	②直近の確定申告書[申告書]Bに受付番号が記載されているもの(電子申告の場合)												
	②法人税申告書[別表1]に受付番号が記載されているもの(電子申告の場合)	③直近の確定申告書[申告書]Bに税務署の受付印が押されているもの												
	③法人税申告書[別表1]に税務署の受付印が押されているもの	※決算時期の関係で直近の確定申告書が用意できない場合はご相談ください												
□	<p>③ 認定要件確認資料 (売上高確認資料) 窓口で記入可能。</p> <p>湘南産業振興財団のHPよりダウンロードできます。(表面に二次元コードあり)</p> <p>※新型コロナウイルス感染症に起因して、事業が影響を受けた後、原則として、最近1か月の売上高が、前年同期と比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月の売上見込を含む、3か月間の売上高が前年同期と比べて20%以上減少することが見込まれる(減少している)ことを確認します。(例;8月に申請する場合は7月売上実績、8、9月の売上見込、7月売上実績が確定していない場合は6月売上実績 7、8月売上見込でも申請可能)</p> <p>※前年、本年の売り上げ実績をご持参下さい。</p>													
□	<p>⑤委任状(金融機関等代理申請の場合)</p> <p>金融機関等による代理申請の場合、委任状が必要となります。</p> <p>委任状フォーマットは湘南産業振興財団のホームページからダウンロードできます。</p>													

創業後3か月～1年1か月未満、店舗増加などご事情がある場合は、要件緩和で申請できます。ご不明の場合は①③と前年、本年の売り上げ実績をご持参のうえ、窓口でご相談ください。